

- 水巻町役場 ☎ 201-4321 FAX 201-4423
- 中央公民館 ☎ 201-0401 FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472 FAX 202-2473
- 総合運動公園
 - ・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
 - ・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212 FAX 202-3621
- 子育て支援センター ☎ 203-5772 FAX 203-5806
- ほっとステーション (児童少年相談センター) ☎ 203-1555 FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000 FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
 - ・お客様センター ☎ 582-3031
 - ・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 遠賀中間休日急病センター
 - ★休日救急医療★ ☎ 282-9919
- 水巻町新型コロナ相談窓口
 - 平日午前9時～午後5時 ☎ 202-3212

お知らせ

コンビニ交付サービス
メンテナンスのため一時停止

メンテナンスのためコンビニでの戸籍附票の交付サービス申請受付を一時停止します。
停止日 1月17日(火)午後5時から終日
問い合わせ 役場住民係

下水道排水設備責任技術者
新規・更新登録申請

●とき 2月1日(水)～10日(金) ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
対象 福岡県下水道協会が行う責任技術者試験に合格した人 ※更新の場合は、更新講習を受講した人
費用 2000円
 ※申請時に支払います。
持ってくるもの
 ▼排水設備工事責任技術者登録申請書

募集

水巻ゆう・あい倶楽部
テニス教室の生徒を募集

●とき 2月18日・25日、3月4日・11日(土) 午後4時～5時
ところ 総合運動公園テニスコート
対象 小学4年生～中学3年生
定員 10人(先着順)
費用 2000円
申込期限 2月10日(金)
申し込み・問い合わせ 水巻ゆう・あい倶楽部 ☎ 7001局7741番

1人でも参加できます
水巻ゆう・あいCUP卓球大会

●とき 2月26日(日)午前9時 ※受付開始は午前8時30分からです。
ところ 町民体育館
対象 次のいずれかに該当する人
 ▼遠賀郡内に住んでいる小・中学生
 ▼水巻町体育協会会員
 ▼水巻ゆう・あい倶楽部会員
種目
 ▼一般の部 男・女シングルス、男・女ダブルス
 ▼シニアの部 男・女シングルス、男・女ダブルス
 ※シニアの部は男性65歳以上、女性60歳以上です。
 ▼小学生の部 シングルス
 ▼中学生の部 シングルス

※更新の場合は継続登録申請書になります。

誓約書

▼写真2枚(縦36mm×横24mm)
 ▼責任技術者試験合格証の写しまたは責任技術者更新講習修了証の写し(いずれも有効期限内のもの)
 ▼住民票・印鑑
 ※申請書などは、役場下水道課窓口や町ホームページで取得できます。

申し込み・問い合わせ
役場下水道課

新型コロナワクチン
集団接種を実施します(予約制)

●とき 1月21日(土) 午後1時30分
対象 初回接種(1・2回目)を完了し、直近の接種日から3カ月経過した、12歳以上の人
 ※前回、オミクロン株対応ワクチンを接種した人は対象外です。
ワクチン種別 ファイザー社製

費用 300円

※中学生以下は無料です。
申込期限 2月10日(金)
申し込み・問い合わせ 水巻ゆう・あい倶楽部 ☎ 7001局7741番

アルコール依存症の人が
住みやすい社会づくりに向けて

アルコール依存症は飲酒する人なら誰もがなる可能性があります。どんな病気か、どのように対応すればいいかを学んでみませんか。
とき 1月24日・31日(火) 午後2時～4時
 ※できるだけ両日参加してください。
ところ 宗像総合庁舎2階大会議室(宗像市東郷)
 ※公共交通機関で来てください。

定員 50人(先着順)

費用 無料
申込期限 1月17日(火)
申し込み・問い合わせ 県宗像・遠賀保健福祉環境事務所健康増進課 ☎ (0940)36局2473番

直方特別支援学校
令和5年度入学者募集

県立直方特別支援学校では、聴覚に障がいのある幼児の入学者を募集します。申し込みの条件や手続きの方法など、詳しくは問い合わせてください。
対象 平成29年4月2日～令和2年4月1日に生まれた聴覚に障がいのある幼児

オミクロン株(BA.4/5)対応ワクチン

予約方法

予約受付サイトかコールセンター ☎ (050)2018局6083番 から予約してください。
 ※個別接種も町内指定医療機関で実施しています。

問い合わせ
いきいきほーる健康課



住民アンケートを実施します
第1期水巻町福祉総合計画

町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、住民・関係団体・社会福祉協議会と連携し「第1期水巻町福祉総合計画」を策定します。策定に当たって、皆さんの福祉や地域活動に対する意識などを把握するためのアンケートを実施して、計画策定の基礎資料とします。アンケートは、令和4年12月15日現在で町内に住んでいる18歳以上の人(無作為抽出)や、障害者

申込期間 1月27日(金)～2月3日(金) 午前9時～午後4時

※最終日は正午までです。
試験日 2月17日(金) 午前10時～11時30分
問い合わせ 県立直方特別支援学校 ☎ (0949)24局5570番

北九州視覚特別支援学校
令和5年度入学者募集

対象
 ▼幼稚部 平成31年4月2日～令和2年4月1日に生まれた視覚に障がいのある幼児
 ▼高等部(理療科) 視覚に障がいがあり、高等学校などを卒業している人(3月卒業見込みも含む)

入学検査日

▼幼稚部 2月17日(金)
 ▼高等部 3月3日(金)
申込期間 1月27日(金)～2月3日(金) 正午
問い合わせ 詳しくは県立北九州視覚特別支援学校 ☎ 651局5419番へ

社会福祉協議会
嘱託職員などを募集します

保育士
対象 次の全てに該当する人
 ▼平成5年4月2日～平成15年4月1日生まれ
 ▼保育士の資格を持っているまたは採用予定日までに取得見込み

手帳を持っている人などを対象に1月下旬に送付しますので、協力をお願いします。

問い合わせ

役場高齢者支援係



皆さんの協力をお願いします
住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は5年ごとに行われます。令和5年10月に、住宅や施設などに居住する世帯の状況や、保有する土地・建物などの実態を調査します。この調査の結果は、住生活関連施策の基礎資料として利用されます。
 1月中旬から事前調査を行います。身分証を携帯した調査員が建物の状況を目視で調査します。皆さんの協力をお願いします。

定員 2人程度

1次試験日 2月5日(日)
試験会場 中央公民館視聴覚室
申込期限 1月31日(火)
相談支援員

雇用期間 2月上旬から年度更新
必要に応じて更新します。

申込期限 1月20日(金)
福祉ゆめあいバス運転手
対象 体力に自信がある人で大型自動車免許を持ち、マイクロボスの運転経験がある人
定員 1人
勤務時間 午前8時30分～午後5時(1カ月22日程度)
勤務地 社会福祉協議会
賃金 社会福祉協議会の規定による

賃金 月額9099円
雇用期間 3月上旬から年度更新
 ※必要に応じて更新します。
申込期限 1月31日(火)

共通事項

申込方法 社会福祉協議会窓口にある申込用紙に、必要事項を記入して提出してください。
 ※保育士・相談支援員の申込書や募集要領は、社会福祉協議会ホームページでも取得できます。
問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

全身のがんチェック
PETがん健診を受けてみませんか?

健康状態に不安のある方・がん家系の方・安心したい方
 ・人間ドックやがん検診を受けていない方
 ・がん経験者(現在症状はないが再発・転移を確認したい)

是非、このような方はご検討ください

①がん早期発見
 ②一度にほぼ全身チェック
 ③苦痛なく短時間(3.5時間)

資料請求 お問い合わせ ☎ 0120-66-2503

一般財団法人 西日本産業衛生会 北九州PET健診センター
 〒803-0812 北九州市小倉北区室町3-1-2

労使交渉が進展しないときは県労働委員会へ

労働組合と使用者の労働問題のあっせんや不当労働行為救済の申し立ては、県労働委員会へ相談してください。

●問い合わせ
 県労働委員会事務局 調整課
 ☎ (092) 643-3980

※戸別訪問は行いません。
問い合わせ 役場定住促進係

軽自動車の便利な新システム
 1月から開始しています

軽自動車税の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようにしました。1月以降は、車検の際に継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

納税証明書を紛失した場合でも再交付申請の必要がありません。二輪の小型自動車については、従来通り納税証明書が必要ですが、

●注意
 次は条件に該当する人は納税証明書の提示が必要となる場合があります。
 ▼中古車を購入した直後
 ▼他の市町村へ引越した直後
 ▼対象車両に過去の未納がある

●問い合わせ 役場納税係

**再就職を支援します
3月期職業訓練生募集**

- 訓練期間 3月2日(木)～8月29日(火)
- ところ ポリテクセンター福岡(八幡西区六生)
- 対象 公共職業安定所(ハローワーク)に求職申し込みをしている人
- 定員
 - ▽CADものづくりサポート科 25人(女性専用)
 - ▽住宅リフォーム技術科 20人
 - ▽電気設備技術科 21人
- 費用 無料
- ※教科書・保険料は個人負担です。

- 申込方法 住所を管轄するハローワークで申し込んでください。
- 申込期間 2月7日(火)まで
- 選考日 2月14日(火)
- ※筆記試験と面接を行います。
- 合格発表 2月20日(月)
- 問い合わせ ポリテクセンター福岡 ☎641局6909番

- 令和6～8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険事業計画策定委員会を開催します。委員会は、広く住民の意見を計画に反映させるため、保健・医療・福祉の各分野の委員とともに参画できる住民代表の委員を公募します。
- 申込期間 2月1日(水)～28日(火)
- 申し込み・問い合わせ 詳しくは福岡県介護保険広域連合事業課 ☎(092)981局9076番へ

相談
社会福祉協議会の相談事業

●住民相談員の住民相談
日常の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。相談は電話でもできます。

- とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く)午後1時～4時
※受け付けは午後3時30分までです。
- 弁護士¹の無料法律相談²
●とき 1月16日(月)午後1時～4時
- 対象 町内に住んでいる人
- 定員 6人(先着順)
- 申込開始日 1月6日(金)午前8時30分
- とき 1月 14日(土)午後1時～4時
- 内容 財産・相続・多重債務などの相談



家事代行 アムールメイド



家事のお手伝いとお掃除のお店

☎ 090-9793-3073

福岡県遠賀郡水巻町美吉野6-20

有料広告欄

**確定申告の知恵袋
おむつ代医療費控除・障害者控除**

高齢者のおむつ代が医療費控除の対象となることがあります。

- 対象 寝たきりなどで治療上おむつが必要な高齢者
※申告時、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。用紙は役場住民税係で配布しています。
- ※前年の申告でおむつ代医療費控除を受け、現在要介護認定を持っている人で要件を満たせば、役場高齢者支援係が発行する証明書を代用することができます。申告時、提出してください。

診断書を役場高齢者支援係に提出し手続きすると、障害者手帳を持っていない場合、障害者控除の対象となることがあります。診断書の用紙は役場高齢者支援係で配布しています。

- 対象
 - ▷65歳以上で、知的障がい者(軽度～重度)に準ずる人または身体障がい者(1級～6級)に準ずる人
 - ▷65歳以上の寝たきり高齢者
- ※役場高齢者支援係が発行する認定書を申告時、提出してください。

●問い合わせ 役場高齢者支援係 ☎201-4321

高齢者のおむつ代医療費控除

手帳を持っていない人の障害者控除

- とき 1月16日(月)午後1時～4時
- 申込開始日 1月6日(金)午前8時30分
- 行政相談委員の行政相談¹
●とき 1月16日(月)午後1時～4時
- ※受け付けは午後3時30分までです。
- 介護支援専門員の介護相談²
介護で困っていることや悩んでいることがあれば、相談してください。
- とき 1月18日(水)午後1時～4時
- ※受け付けは午後3時30分までです。
- 共通事項
●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)
- 問い合わせ 社会福祉協議会 ☎2022局3700番

- 愛のおくりものありがとう(おまじ)
- 11月10日～12月7日受付分
- 社会福祉協議会
- 一般寄付
- 水巻さつき・盆栽愛好会
- 岩谷 美代子様
- 吉田団地 博様
- 猪熊 故・末次 宏美様
- 吉田団地 故・原 綾子様
- 吉賀 故・松尾 正義様
- 故・安部 静香様
- 故・タミ様

**町民税・国民健康保険税の申告
場所 中央公民館大ホール**

●問い合わせ 役場住民税係 ☎201局4321番

左の日程で申告相談を受け付けます。申告相談を行う人は、申告会場(中央公民館大ホール)入口の番号札を取って、場内で待機してください。

- 会場入口で検温を行い、37.5度以上ある場合、入場できません。また、場内ではマスク着用の協力をお願いします。
- 駐車場は限りがありますので、ゆめあいバスなど公共交通機関を利用してください。
- 事前に申告書が必要な人は、問い合わせてください。

申告に必要な書類

- ①令和4年中の収入が分かる書類
 - ▽給与所得の源泉徴収票
 - ▽公的年金などの源泉徴収票
 - ▽報酬、謝礼などの支払調書
 - ▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
 - ▽保険の満期など一時所得の支払明細
 - ▽個人年金の支払明細
- ②所得控除額の分かる書類
 - ▽国民年金保険料控除証明書
 - ▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書
 - ▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
 - ▽障害者手帳、療育手帳(本人・扶養親族)
 - ▽寄付金控除用領収証

**申告できる場所は
役場だけじゃない!**

●問い合わせ 若松税務署 ☎761-2536

① 若松税務署

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。LINEのアプリを使用すれば、希望日の10日前から事前発行ができます。整理券は会場で配布もしますが、状況に応じてすぐに案内できなかつたり後日の案内になったりすることがあります。会場の駐車場に限りがあるので、可能な限りLINEアプリの利用をお願いします。



- とき 2月1日(水)～3月15日(水) 午前9時～午後4時
※土・日曜日・祝日は除きます。

② AIMビル(JR小倉駅前)

- とき 2月19日(日)、26日(日) 午前9時～午後4時

③ インターネット

パソコンやスマートフォンから国税庁HPで申告することもできます。24時間申告ができるため、忙しい人はぜひ利用してください。

- とき 3月15日(水)まで

▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
▽医療保険者などが発行する医療費通知を添付することで明細書の記入を省略できます。ただし、12月までに届いた国民健康保険の医療費通知は10月診療分までの内容となるため、11月・12月支払の医療費などについては、領収書から明細書を作成してください。

③その他
▽マイナンバーカード・通知カード
※通知カードの場合は免許証や保険証などの本人確認書類も必要です。

無収入などの簡易申告

- ▽本人名義の通帳の口座番号
- ▽無収入の人
- ▽給与収入96万5000円以下の人
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人

**時間
午前9時～午後4時**

※午前8時30分から中央公民館大ホール前で番号札を配布します。

地区割

混雑を避けるために、申告期間を長めに設定し、地区割を細かくしています。できるだけ各地区指定日での申告に協力をお願いします。

※都合がつかず、指定日以外の日に来るときに連絡の必要はありません。

▷ 公的年金のみの申告

9日(木)	猪熊一丁目～六丁目
10日(金)	猪熊七丁目～九丁目
13日(月)	鯉口 伊左座
14日(火)	吉田東 吉田西
15日(水)	下二東 下二西
16日(木)	美吉野 吉田南 吉田団地
17日(金)	高松 緑ヶ丘 おかの台
20日(月)	中央 高尾 立屋敷 宮尾台
21日(火)	二東 二西
22日(水)	梅ノ木団地
24日(金)	杣 古賀 樋口 樋口東
27日(月)	頃末北 頃末南

▷ 公的年金以外の申告

2月	28日(火)	杣 中央 鯉口 頃末南 吉田団地
	1日(水)	高松 伊左座
	2日(木)	下二東 下二西
	3日(金)	
	6日(月)	古賀 頃末北
	7日(火)	吉田西 吉田南
	8日(水)	二東 二西
	9日(木)	高尾 美吉野
3月	10日(金)	宮尾台 緑ヶ丘
	13日(月)	おかの台 梅ノ木団地
	14日(火)	猪熊 樋口 樋口東
	15日(水)	立屋敷 吉田東

	氏名	電話番号	担当地区
頃末校区			鯉口1~3
			鯉口4~6
			鯉口7~14
			美吉野1~3・4 (15 除く) ・5・8・9・18
			美吉野6・7・10~17 吉田東1丁目12 (1・2)
			美吉野4(15)・19~24
			頃末北1丁目
			頃末北2丁目
			頃末北3丁目
			頃末北4丁目
			頃末南1丁目
			頃末南2丁目
			頃末南3丁目1~9・10 (11 除く) ・11~27・29~32
			高尾
杣校区			中央1~6
			中央7~16
			杣1丁目 杣2丁目1~10・11 (1除く)
			古賀3丁目10~17 古賀2丁目 (古賀団地除く)
			古賀1丁目
			古賀3丁目1~9・梅ノ木団地 61 (1)
			梅ノ木団地6~10・46・47
			梅ノ木団地11~15・17・49・60
			梅ノ木団地19・23・25・42~44
			梅ノ木団地35・41・50・51・56~59
猪熊校区			緑ヶ丘 杣2丁目11 (1)
			猪熊1・2丁目
			猪熊3丁目1・2・4・5
			猪熊4丁目 猪熊5丁目4 (1~15 除く) ・5~13
			猪熊6丁目
			猪熊7・9・10丁目
			猪熊8丁目
			高松1~8
			高松9~16
			高松17~24
			樋口 樋口東1・2 猪熊3丁目3 猪熊5丁目1~3・4 (1~15)
			おかの台1~9
			おかの台10~20
			おかの台21~25・28~32
			おかの台26・27・34~39
		主任児童委員 担当地区は持たず、子育て支援などに幅広く対応しています。	

※担当民生委員がいない地区に住んでいる人は、困ったときは直接役場担当課に相談してください。

お年寄りや障がい者の心強い味方 民生委員・児童委員



●町内の民生委員・児童委員 (敬称略)

任 期：令和4年12月1日~令和7年11月30日

令和4年12月1日に一斉改選が行われました。民生委員・児童委員の一部に変更があります。

●民生委員・児童委員のおもな仕事

- ▷担当地区の高齢者世帯や身体障がい者、母子世帯などの相談を受けたり、アドバイスをしたりします。
- ▷役場や社会福祉協議会、県保健福祉環境事務所と連絡を取り合い、困っている人の相談に応じます。

●こんな時は、気軽に相談してください

- ▷虐待されている子どもがいる
- ▷子育てや子どものいじめに悩んでいる
- ▷一人暮らしで、身の回りの世話をする人がいない
- ▷夫を亡くして生活に困っている
- ▷体が不自由で困っている…など

●問い合わせ 水巻町民生委員・児童委員協議会 (役場生活支援係内) ☎ 201-4321

	氏名	電話番号	担当地区	
伊左座校区			立屋敷	
			伊左座1丁目1~11・21 (20~23) 下二西3丁目16	
			伊左座1丁目12~18 伊左座2丁目5~9	
			伊左座2丁目1~4・12 (1~11) ・13~16	
			伊左座1丁目19・20・21 (20~23 除く) ・22・23 伊左座2丁目10・11・12 (26~36) 伊左座3丁目2 (4~16・19・20) ・3~7・8 (1除く) 伊左座5丁目1~6・9・10	
			伊左座4丁目 伊左座5丁目7・8・11~19	
			二西2・4丁目	
			二西1丁目1 (4~32) ・2~8 二西3丁目 (二団地除く)	
			二東1丁目1~3・4 (1~8・41 除く) ・5~17 二東2丁目1~15	
			二東3丁目	
			二東2丁目16~25	
			下二西1・2丁目 下二西3丁目1~3・5~7・14・15	
			下二東 二東1丁目4 (1~8・41)	
			伊左座3丁目1・2 (3・17・18・21) ・8 (1) 二西1丁目1 (1・34)	
			下二西三丁目4・8~13	
	吉田校区			吉田南1丁目9~12 吉田南2丁目 吉田南3丁目1・2 (32・33除く) ・3~5
				吉田南1丁目1~8 吉田西4丁目1 (20) ・8~17
			吉田東4・5丁目 吉田南3丁目2 (32・33) 吉田南4・5丁目	
			吉田西3丁目2 (3~7) ・5~13・20 吉田西4丁目1 (27)	
			吉田東2丁目13 (1~11) 吉田東3丁目3 (1~24) ・4 吉田西3丁目14~19・21・22 吉田西4丁目1 (20・27 除く) ・2~7	
			吉田西1丁目7 吉田西2丁目1・17 吉田西3丁目1 吉田東1丁目1~6 吉田東2丁目1~11	
			吉田西1丁目1~6 吉田西2丁目2~16・18~20 吉田西3丁目2 (3~7除く) ・3・4 頃末南3丁目10 (11) ・28・33	
			吉田団地 66~73・76~109・114	
			吉田西5丁目1~9	
			宮尾台	

20歳になった皆さん 国民年金の加入者になります

国民年金の役割は、老後の所得保障ではありません。病気やけがで重い障がいが残ったときなどに年金を支給し、人生の「万が一」もサポートします。

●加入のお知らせの送付

日本国内に居住している20歳～59歳の方は、国民年金の加入者となります。20歳になった人には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。ただし厚生年金保険に加入している人を除きます。

●保険料 月額1万6,590円(令和4年度)

保険料の納付が困難な人には「学生納付特例」や「免除・納付猶予」などの制度があります。この手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れなくなる場合があります。納付が困難なときはすぐに相談してください。

●問い合わせ

- ▷役場保険年金係 ☎ 201-4321
- ▷八幡年金事務所 ☎ 631-7962
- ▷日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



整骨院・接骨院の利用方法に注意しましょう



「各種保険取扱」と書かれていても保険が使えない場合もあります。次の点に気を付けましょう。

●保険が使えないものの例

- ▷日常生活での単なる肩こりや筋肉疲労
- ▷病院で治療中のけが、マッサージ感覚のもの
- ▷病気(五十肩、リウマチ、関節炎など)からくる痛み

●施術時の注意点

- ▷状況を正確に伝え、適正な施術を受けましょう。
- ▷整骨院・接骨院から町に出される療養費支給申請書の内容(負傷原因・負傷名・日数・金額)をよく確認して、署名または捺印をしてください。
- ▷領収証は必ず受け取り、町から定期的に届く医療費通知で金額・日数を確認しましょう。内容が違う場合、役場保険年金係に連絡してください。
- ▷施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられます。一度、医師の診察を受けてください。

●町からの施術内容についてのアンケートに協力を

回答がない、内容に疑義が生じた場合、再照会をしたり、医療費の返還を求めたりすることがあります。

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

差押物品の入札公売会を実施します



地方税などの滞納処分により差し押さえた財産を、入札で売却します。

- とき 1月30日(月)～2月2日(木) 午前9時～午後4時
- ところ 中央公民館大ホール
- 出品する品 軽自動車・画集・置物など ※詳しくは町ホームページで確認してください。
- 対象 18歳以上の人
- 入札方法 会場の入札箱に入札書をいれてください。 ※結果は落札者のみ2月6日(月)以降に電話で通知します。
- 納付・引き取り期限 2月13日(月) 午後5時
- 問い合わせ 役場納税係 ☎ 201-4321

申込期限は1月31日(火) 原油価格・物価高騰対策支援金

長引くコロナ禍の影響に加え、原油価格・物価高騰などの影響で、多くの事業者がさらに厳しい経営環境に陥ることを想定し、町内の事業者が継続して活動できるよう、町独自の支援金を給付しています。

●内容 1事業者当たりの給付額

- ▷法人 15万円給付
- ▷個人事業者 10万円給付

●対象

- 次の全ての条件を満たすこと
- ▷令和4年11月1日以前から町内に事業所などを構え活動している
- ▷主な収入が事業収入である(総収入の6割以上)
- ▷住民税に滞納がない
- ▷生活保護を受給していない
- ▷税法上の控除対象扶養親族ではないなど ※詳しくは町ホームページなどで確認してください。
- 申請方法 必要書類をそろえ、役場産業振興係へ郵送で申請してください。申請書は町ホームページまたは役場産業振興係窓口で取得できます。
- 問い合わせ 役場産業振興係 ☎ 201-4321

ペットボトル本体は回収ボックスに入れよう



ペットボトルを捨てる時は、中をきれいに洗い、本体の容器は役場や店舗などに設置してある回収ボックスでリサイクルしましょう。キャップとラベルはプラスチック製容器包装の指定袋で出してください。

ペットボトル本体がプラスチック製容器包装の指定袋に入っていたり、中身が残ったままのペットボトルが混ざっていたりすると、回収時の中間・遠賀リサイクルプラザで適正な処理ができません。限りある資源を有効活用するため、皆さんの協力をお願いします。 ※汚れがひどい場合は、いずれも燃えるごみの指定袋で出してください。



ペットボトル本体をプラスチック製容器包装の指定袋に入れしないでください

- ペットボトルの回収ボックスがあるところ
- ▷スーパーマーケット・ドラッグストアなど
- ▷役場リサイクルステーション・いきいきほーる・南部公民館・サクラほーる
- 問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

毎年の申請が必要です 就学援助の申請



公立小中学校に在学・入学する子どもが、経済的理由で学校に行けない場合、教育費の援助を受けられます。

- 対象
- ▷生活保護法に定められた「要保護者」と同程度に困窮している人
- ▷特に補助の必要があると認められる人
- ※生活保護法の教育扶助を受けている人は除きます。
- 補助内容 学校給食費、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費
- ※正式に認定されるまでは、上記費用の支払いが必要です。
- ※新入学学用品費のみ、前倒しで支給しています。ただし、受領後に援助対象外の学校へ入学した場合は返還していただきます。
- ▷2月に申請(3月支給)
- ▷3月～4月末に申請(4月以降支給)
- 申込期間
- ▷在校生 1月13日(金)～3月31日(金)
- ▷新1年生 1月13日(金)～4月28日(金)

●申し込み・問い合わせ 役場学校教育係 ☎ 201-4321

●注意点

- ▷申込期間後の申請は、翌月分からの支給となります。必ず期間内に手続きをしてください。
- ▷就学援助の認定は、前年の所得などで判断します。現在認定を受けていても、毎年申請が必要です。
- ▷国立・県立の学校では、援助内容が一部異なる場合があります。
- ▷特別支援学級の子どもや、法律に規定された障がいのある子どもは、その他の補助制度に該当することがあります。詳しくは問い合わせてください。

●持ってくるもの

- ▷世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード
- ※マイナンバーカードや通知カードの提示に同意しない人は、生計を同一にする人の令和4年中の所得を確認できる書類(確定申告書や源泉徴収票など)が必要です。
- ▷借家の人のみ、月額家賃が分かるもの(契約書や口座引き落とし額が分かる通帳)
- ▷印鑑・通帳

編集後記

■明けましておめでとうございます。令和4年はどのような年になりましたか。広報としては、令和4年からイベントが少しずつ開催されるようになり、充実した1年を過ごすことができました。まだコロナは収束しそうにありませんが、今年も取材先で皆さんにお会いできることを楽しみにしております。本年も広報みずまきをよろしく願います。(山本あ)

■明けましておめでとうございます。さて、この編集後記を書いている私は、まだ令和4年の12月にいます。特にこの1月10日号の発行スケジュールは、年末年始を挟むため、凄まじくタイトになっています。皆さんがこの文章を読んでいるということは、無事に発行が済み、私が安心して新年を迎えることができました、ということでしょう。(奥園)

この広報紙は再生紙を使用しています。